

政令第 号

交通政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表交通体系分科会の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「交通政策基本法（平成二十五年法律第 号）の規定により、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律」に改める。

附 則

この政令は、交通政策基本法（平成二十五年法律第 号）の施行の日から施行する。

## 理由

交通政策基本法の施行に伴い、交通体系分科会の所掌事務に同法の規定により交通政策審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加する必要があるからである。